11　計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、都道府県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。国は、都道府県による専門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込み、実施に努めるものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を５キロメートルメッシュ又は１キロメートルメッシュ（国土標準３次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

1　鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第１項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

⑴　鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

⑵　希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

⑶　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年１月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

2　鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。

3　狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

⑴　狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ類、イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

⑵　放鳥効果測定調査

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。

調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。

⑶　狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。

4　鳥獣管理対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。